

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示
(医療技術製品及びサービス)

次のとおり業務提案書の提出の手続を開始します。

平成24年2月1日

支出負担行為担当官

島根あさひ社会復帰促進センター長 松 田 淳

1 業務概要

(1) 業務名

平成24年度島根あさひ社会復帰促進センター調剤業務

(2) 業務内容

処方箋を基に調剤業務を行い、薬剤師をしてセンターまで配送すること。

(3) 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 参加資格要件

(1) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のうち「医薬品・医療用品類」で、「役務の提供等」のうち「その他」で、それぞれ「D」以上の等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 薬事法第4条に基づく薬局であること。

3 書類の交付及び手続等

(1) 担当課

〒697-0492 島根県浜田市旭町丸原380-15

島根あさひ社会復帰促進センター 総務部経理課

電話 (0855) 45-8171 (内線1102)

FAX (0855) 45-8172

(2) 企画公募説明書等の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成24年2月1日(水)から同月15日(水)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

上記3(1)にて交付する。

なお、郵送又は電送等による交付の申込みは受け付けない。

ウ 配布資料

仕様書、説明会出席登録書、公募申請書、適合証明書、業務提案書、平成23年度調剤実績、平成23年12月の服用時間帯別処方件数、薬袋・薬包様式、暴力団排除条項（特約）、誓約書、役員等名簿、委任状及び契約書（案）

4 公募説明会の開催

企画公募に関する説明会を次のとおり行う。

(1) 日時

平成24年2月20日（月）午後1時

(2) 場所

島根県浜田市旭町丸原380-15

島根あさひ社会復帰促進センター庁舎2階大会議室

(3) 出席連絡

出席を希望する場合は、平成24年2月15日（水）午後5時までに「説明会出席登録書」をファクシミリ送信すること。

(4) 出席者

1社につき2名までとする。

5 質問及び確認事項の受付・回答

企画公募に係る質問及び確認事項については、次の要領で受け付ける。

(1) 質問及び確認事項がある場合は、「質問及び確認書」に記載し、郵送、持参又はファクシミリ送信により提出すること。

なお、「質問及び確認書」は公募説明会において配布する。

(2) 受付期限

平成24年2月24日（金）午後5時まで。

(3) 提出先

上記3(1)のとおり。

(4) 回答

平成24年2月29日（水）までに、企画公募説明会出席者に対して、回答書をファクシミリ送信する。

6 応募手続

(1) 応募書類

ア 平成22・23・24年度法務省競争参加資格に係る「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し。ただし、資格審査中の場合は、資格審査結果通知書を受領後速やかにその写しを提出すること。

イ 公募申請書（様式1）

ウ 適合証明書（様式2）

エ 業務提案書（様式3）

オ 誓約書及び役員等名簿（様式4）

カ 委任状

(2) 提出期限 平成24年3月9日（金）午後5時まで。

(3) 提出方法 上記3(1)あてに持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内に必着）する。

(4) 業務提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出した応募書類を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(6) 提出された応募書類は返却しない。

(7) 虚偽の記載をした応募書類を提出した場合は、当該応募書類を無効とするとともに、提出した者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(8) 応募書類に記載した内容は、提出後の変更を認めない。また、応募書類に記載した配置予定の担当者は、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない事由による場合を除き、原則として変更できない。

7 業務提案書の審査等

(1) 提出された業務提案書について審査を行った結果、最も高い点数を得た者を採用者として選定する。

(2) 必要に応じて提案の詳細に関する追加資料の提出を要求することがある。

(3) 選定された者については、その旨通知する。

なお、提案内容については、公表しない。

(4) 業務提案書が無効となる事項

ア 委任状のない代理人により提出された場合。

イ 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された場合。

ウ 提案書に指名（法人の場合は、その名称又は照合及び代表者の氏名）の記載及び押印のないもの

8 その他

(1) 手書きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 入札保証金、契約保証金 免除

(3) 関連情報を入手するための紹介窓口は、上記3(1)に同じ。

(4) 詳細は仕様書による。